

別紙 東ソーグループが取り組むべき人権尊重に関わる具体的な課題

- ・ 原材料のサプライチェーン上の人権への負の影響の把握および対応
 - －特に強制労働、児童労働、先住民族の権利の侵害などを許容せず、人権侵害を伴う紛争鉱物を使用しないよう取り組みます。
- ・ 東ソーグループ内における、国際的に禁止されている差別およびハラスメントの内容やその保護のために整備が求められる体制および手続き（グリーバンスメカニズムなど）を踏まえた取り組みの強化
 - －出生、性別、国籍、人種、民族、信条、年齢、性的指向、性自認、障がい、社会的出自、エイズなどの疾病などを理由とするいかなる差別も許容しません。
 - －パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、レイシャルハラスメント、障がいを理由としたハラスメントなどいかなるハラスメントも許容しません。
- ・ 国内外での建設工事および輸送の過程における労働者（脆弱な立場に属する外国人などを含む）の人権への負の影響の把握および対応
 - －特に強制労働、児童労働を許容せず、適切な労働安全衛生の確保に向けて働きかけます。
- ・ 原材料のサプライチェーンおよび東ソーグループ製品の生産過程において地域住民が受け得る環境上の負の影響の把握および防止
 - －安全でクリーンで健康的で持続可能な環境への権利を尊重します。
- ・ 製品の安全管理・安全保障輸出管理に関する対応など、人権侵害リスクへの継続的な対処
 - －製品が適切に利用される場合において利用者の安全を確保します。また、製品が、輸出される場合、外国為替及び外国貿易法、米国輸出管理規制、その他の適用ある安全保障輸出管理関係法令を遵守します。